

水田二毛作の村

分木、印杭 用水は通じた。これを公平に分配しなければならぬ。分木、印杭は井流の口に設けられ、用水分配を公平に規制するものである。故老に訪ねると、男柱、笠木、水分によって井流の口ができていたという。分木、印杭はこれらのどこかに取り付けられたのであろうか。長い歴史のなかに風化していく言葉であるが、後述のように重要な意義を持っていた。弘岡井筋の場合四つの大きな支線に分れたので、その支線の起点になる小田井流、川窪井流、北川井流、南川井流には、それぞれ分木、印杭が設けられていた。「弘岡志企」に、

井下申合せ始末書

一、去る巳年井末東諸木村へ用水大不足に相成、粒毛干損に及ぶ場所もこれある趣、当春水留めに付、井下村々出会い井筋居上げ候場所方示談、其の上小田井流見合せ候処、戸閉詰め横木高さ三寸にて御座候に付、南井新川外井流にもこれあるや見合せ候処、右閉詰め横木これなく、然るに小田井流先規より有来り候。□然れども印杭右横木を引合せ候ては、三寸の高さに御座候に付、先ず心見として取除き申すはずに示談相決し、井流方より願出で御聞濟に相成り、此の度右横木御取除け仰付けられ、井下一同用水不足の儀に候へば申すに及ばず、万一北井え行届き南井不足に候時は、戸前を以て融通仕るはず、仍て後日の為の始末書件の如し。

安政五年閏正月廿一日

弘岡上ノ村庄屋代 喜八郎

同 中ノ村庄屋 楠之丞

同 下ノ村庄屋 高橋甚四郎

西分村庄屋 儀之助

西諸木村庄屋 下村文九郎

東諸木村庄屋 堀内長平

甲殿村庄屋 茂右衛門

秋山村庄屋 森本源五郎

森山村庄屋 黒岩泰助

弘岡井役人

生方亀次郎殿

北岡良助殿

右の史料もなかなかわかりにくいのが、用水路開通によって、水田化が進んだとしても、問題がけっしてなかったわけではなく、井下村々すなわち諸木、甲殿方面には用水不足が日照りの夏にはしばしばであった。その度「通水」と呼ばれた水の利用が行なわれた。「門田益穂日記」大正十一年には、

六月二十日、甲殿野本氏来り通水の件依頼に来る。依て森山村に行き役場に交渉し、本夜より通水する様取計い、夫れを松田善美及び野村次郎吉を雇い夜間勤務せしむ。告示を森山村より秋山村迄貼付せしむ。

この少し前にも

六月九日、諸木根木谷、北行く溝水かゝらず非常に困難せりと、西分以東通水する事と定め告示(略)、諸木に行き検するに、水路に不取締りなるを以て、至急改築を役場に申告し置き(略)。

この大正十一年(一九二二)は干魃の年のようである。「通水」とは、上流の弘岡、森山方面が用水を引くことを一、二日止め、下流諸木、甲殿方面に送水することであって、井下村々のために上流が我慢する仕組みであって、

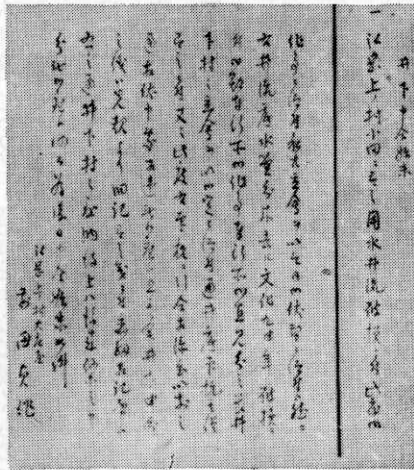
近世は藩の權威を背景に井奉行の責任で行なわれたが、近代は水利組合の常設委員がその責任者であった。「通水」のような用水路網の全体にわたるもののほかに、これに併行して「番水」とよばれる各井筋での水の配分もあった。西諸木の門屋彦馬、土居寿巳両氏よりの聴込みによれば、ここでの「番水」は「水口の田圃から順次に水を入れるのであって、一筆毎に一応行き渡れば下へ移る」仕組であった。全水路のコンクリート化によって、近世以来のこれらの水利慣行も多くは昔語りになったようである。

少くは話は岐路にわたったが、前出史料は、こうして井下村々が用水不足に苦しんだことを理解しなければならぬものである。井下村々としては、なるべく多くの水を下流へと願うが、この時北川―諸木井筋と南川―甲殿井筋がもっとも上流と深刻な対立を生じ易い。川窪井筋と新川の北川井筋とは、どちらかといえば灌漑面積も狭く、しかも上流に位いするので諸木、甲殿方面ほどではない。結局は北川―諸木井筋では、小田井流からなるべく多くの水を求めたい。南川―甲殿井筋はこれに反対というのである。小田井流にしたがって両者の対立は集中する。そこで小田井流には「戸閉詰め横木高さ三寸」と分木が設けられ、それより低く井流底を下げてはならないとする。ある意味では井下に当る南井―新川外井流に「閉詰め横木これなく」は自然であって、ここでは弘岡井筋本流の最末端として、全水流を最終的に呑み込むはずである。もし諸木方面に通水するために、本流を調整するとなれば、小田井流の付近で仮堰で調整できるはずでもあった。

ところで前出史料によれば、小田井流改築工事に当って、「閉詰め横木」―分木と「印杭」の差三寸があり、したがってどちらを基準にするかについて議論が分れたが、結局「印杭」が基準となる。これは実は文化九年（一八二二）の同様小田井流修理の申合せ「弘岡志企」に、「右水盛分木前方御郡奉行所御直見の節、井下一同立会い相定る印杭井底に其の俛これあるに付、又々印杭相済打申す所相違御座なく」とあることから、印杭が基準と

されていたからであろう。しかしながら文政五年（一八二二）の修理には相当もめていられると思われ、閉詰め横木を主張する者も少なくなかったはずであって、結局は秋山、甲殿方面が妥協したと考えられよう。「万一北井え行届き南井不足」の時には、小田井流「戸前を以て融通」の但書は妥協の産物である。用水はありがたいが、このように井下と上流、あるいは両井下の末端では利害の対立することがあった。たがいにやかましくい、とくに下流を優先させてその利益を守ったことは、正義の要求―公平の主張で古代以来の水利慣行―「夫れ水を引いて田に灌ぐ皆下より始む」―と考えられるものである「日本古代用水史の研究」。

その後約十五年をへた天保九年（一八三八）にも、小田井流を修理した記録がある「弘岡志企」。この時も井下九カ村庄屋の連名で「井下申合せ始末」を書いたが、それによれば「用水井流破損に付、此の度御作事に仰付けられ、私共立会いを以て今日御伏替仰付けられ候。然るに右井流底水盛分木去る文化九申年破損に付、御奉行



「井下申合せ始末」(弘岡志企)

所、御作事奉行所御直見分の節、井下村々立合いを以て御定め仰付られ候通、井底印杭其の俛これあるに付、又々此度右印杭に引合せ相済し置き、以前の通り相伏せ申す処相違御座なく候」となっている。この時も「印杭」を基準にしている。分木は横に水平に敷いたので傷みややすかったのであろうか。文化九年（一八二二）の例もあり、また前出の「心見」としてやったことが、別段都合がなかったの、それが規定となっている。とにかくこの場合にも「井下村々納得致し」と記しているのが注意され、封建制下にも、納得―了解が問題処理の重点となっていることがわかる。

